

1. 目的と位置づけ

(1) 目的

平成 12 年（2000 年）11 月、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 68 号）（以下「交通バリアフリー法」という。）」が施行され、バリアフリー化を総合的、計画的に推進する法律が定められました。

八尾市におけるバリアフリー化については、この交通バリアフリー法に基づき、平成 14 年（2002 年）3 月に「八尾市交通バリアフリー基本構想」（全体構想）を策定するとともに、以降、近鉄久宝寺口駅周辺地区、ＪＲ志紀駅周辺地区、近鉄恩智駅周辺地区、近鉄八尾駅周辺地区、ＪＲ八尾駅周辺地区の 5 地区について「交通バリアフリー基本構想（地区構想）」を策定し、これらの構想に基づいて順次バリアフリー化を推進しているところです。

このような中、国土交通省ではユニバーサルデザイン政策大綱を受けて、平成 18 年（2006 年）12 月 20 日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を新たに施行しました。この法律では、「高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める」こととしており、高齢者、障害者等の参加や施設と経路の一体的なバリアフリーの整備などが求められています。

このため、八尾市では近鉄河内山本駅周辺地区のバリアフリー化に向けて、鉄道駅、道路等の各施設について重点的かつ公共施設等と一体的なバリアフリーの推進を図るため、この新法に基づき新たに基本構想を策定することとしました。

なお、本基本構想は、学識経験者、身体障害者、高齢者、市民代表、公共交通事業者、公安委員会、道路管理者など、様々な立場の人で構成された「近鉄河内山本駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定委員の会議」での協議をはじめ、タウンウォッチング、ワークショップ、アンケートなどの市民意向を踏まえて検討しました。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

基本方針

主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針を定める。

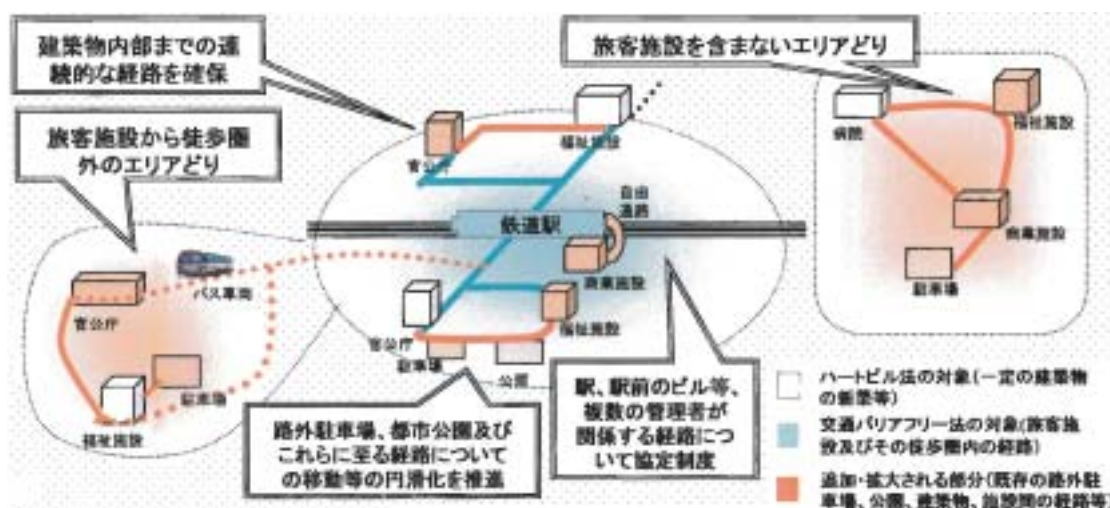
移動円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

- ・ 旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物などの施設について新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務
- ・ 既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

- ・ 市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について基本構想を作成
- ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施
- ・ 重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数の管理者が関係する経路についての協定制

図 1.1 重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ



（出典：国土交通省HP（バリアフリー新法の概要））

住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

- ・ 基本構想策定時の協議会制度の法定化
- ・ 住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

(2) 八尾市の将来像とバリアフリー及び地区の位置づけ

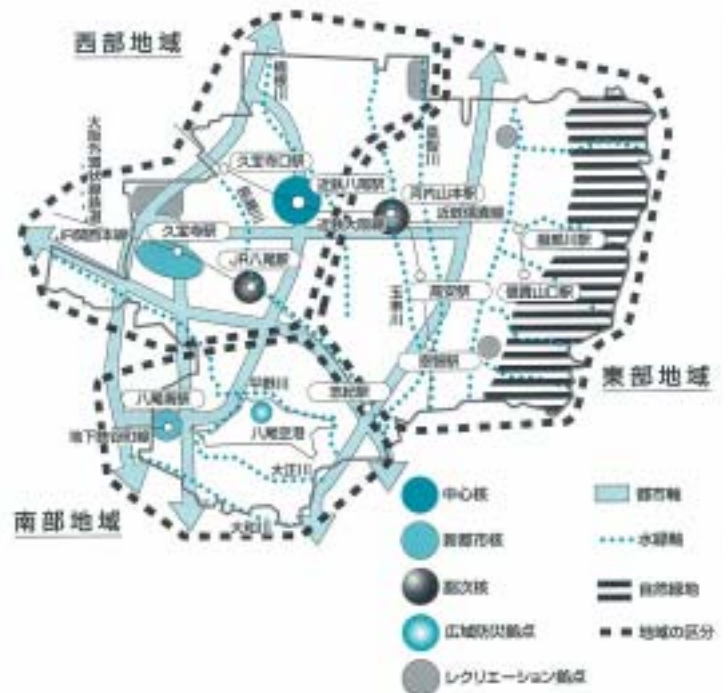
1) 八尾市総合計画

八尾市は平成13年(2001年)3月に都市づくりの方向性としくみを明らかにする「八尾市総合計画(やお未来・元気プラン21)」を策定し、「一人ひとりの夢と元気が未来をつむぐ都市・八尾」を将来都市像としたまちづくりを進めています。

この中では、住み続けたいまち像の一つとして、「誰もが出歩くのが楽しくなるまち」を掲げ、都市基盤分野に関する都市づくりの基本方向として「バリアフリー化への対応や人にやさしい交通対策の展開」などが示されています。

一方、近鉄河内山本駅周辺地区は副次核に位置づけられ、「市民生活の利便性の向上を確保し、多様かつ高度な機能の集積強化と複合化を図っていく」としています。

図1.2 将来都市構造図



2) 八尾市都市計画マスタープラン

八尾市都市計画マスタープランでは都市づくりの基本方針の一つに「人や環境にやさしいまちづくりの推進」を掲げ、高齢者、障害者等を含むあらゆる人々が気軽に外出できるとともに、地域で安心して生活することができるよう道路、公共公益施設などについてユニバーサルデザインによる整備の促進等人にやさしい環境づくりを進めるとしています。

また、近鉄河内山本駅周辺は「東部地域の核となる近鉄河内山本駅周辺の都市機能の更新を図り、買物や交通等の利便性を高めていく」ことが示されています。

図1.3 東部地域 構想図



3) 八尾市交通基本計画

「誰もが出歩くのが楽しくなるまち」の実現を目指すため、交通まちづくりの具体的な取り組み内容について示した八尾市交通基本計画では、バリアフリーに関する事項として「公共交通システムの改善」、「歩行者自転車利用環境の改善」、「違法・めいわく駐車対策」、「放置自転車対策」、「道路環境の安全性向上」をそれぞれ掲げ具体的な取り組みの方向性を示しています。

公共交通システムの改善	・ 地域が支える公共バス事業の改善(利用者ニーズを踏まえたサービス内容の向上と、公共交通利用を行うライフスタイルの転換) ・ 公共交通の利用快適性の向上(公共交通の利用しやすさの向上、公共交通の利用快適性の向上) ・ 新しい公共交通の模索(新しい交通手段、システムの導入検討) ・ 異交通手段の乗り継ぎ支援(公共交通への乗り換えを行いやすい環境の整備)
歩行者・自転車利用環境の改善	・ 新設道路整備や道路の補修等の機会を活用した、まちなかにおけるバリアフリー化
違法・めいわく駐車、放置自転車対策	・ 違法・めいわく駐車に対する啓発や放置自転車の撤去の推進
道路環境の安全性向上	・ 信号機、横断設備等の交通安全設備の改善・充実

4) その他

「八尾市地域福祉計画」、「八尾市障害者基本計画」などにおいても地域福祉の基盤整備を進めていく上での方向性として道路、公共交通機関等のバリアフリー化、放置自転車の防止など、交通安全対策の推進が示されています。